

日本遺産を活用した観光コンテンツ強化事業委託 公募型プロポーザル方式募集要項

①業務の概要

1. 業務名

日本遺産を活用した観光コンテンツ強化事業委託

2. 本業務の目的

海女文化が「見る・食べる」という単なる食・漁業体験として消費され、その背景にある伊勢神宮へのアワビ奉納や伊雑宮への信仰・海上安全の祈りといった深い精神性に代表される「日本遺産ストーリーの本質的価値」が伝わっていない課題を解決する。歴史文化への関心や環境意識が高い高付加価値旅行者の知的好奇心に響く形でストーリーを再構成し、文化体験商品の揺るぎない土台を構築することで、旅行商品の造成と、販売体制の構築に繋げる。これにより、旅行者満足度の向上、地域内消費の拡大、および海女文化の継承に資する持続可能な収益循環の形成を目的とする。

3. 業務内容

本業務は、業務の目的を達成するため、日本遺産「海女（Ama）に出逢えるまち 鳥羽・志摩」の志摩市構成文化財を核に、日本遺産のストーリーの深掘りと体系化、欧米向け高付加価値体験消費商品の造成、販売・受入基盤の整備、FAM ツアー・商談・販売体制構築を行う。

4. 業務場所

志摩市 地内

5. 履行期間

契約日から令和 8 年 12 月 28 日

②見積限度額

12,100 千円（消費税及び地方消費税の額を含む）

③実施型式

公募型プロポーザル方式

④参加資格要件

(1) 本業務のプロポーザルに参加する者は、公告日から契約締結の日までの間、次の各号の全ての要件を満たすものとする。

ア. 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。

イ. 令和 8 年 9 月 1 日現在で志摩市契約規則第 3 条第 2 項に規定する競争入札参加資格者名簿（物件の買入れ等）の「2706 文化財調査 1 文化財調査」、「2902 旅行業 4 旅行商

品の企画・販売・催行」の部門すべてに登録されていること。ただし、参加申込時点で名簿に登録されていない者、又は既に名簿に登録されているが指定の部門に登録がない者であっても、参加申込時に次の書類を提出し、令和 8 年 9 月 1 日までに当該名簿に登録（又は追加登録）されることを条件として、本プロポーザルに参加することができる。なお、志摩市競争入札資格者名簿は、三重県市町総合事務組合における審査完了月（毎月 25 日までの審査完了分）の翌月 1 日に登録となるので注意すること。

【新規に名簿登録を申請する者が提出する書類】

- ①法人にあつては、登記事項全部証明書（登記簿謄本）
- ②商号登記している個人にあつては、登記事項全部証明書（登記簿謄本）
- ③個人にあつては、身分証明書及び登記されていないことの証明書
- ④法人にあつては、直近年度の国税（法人税及び消費税）、都道府県民税（事業税及び都道府県民税）及び市町村民税すべての納税証明書（未納がないことが確認できるもの）
- ⑤個人にあつては、直近年度の国税（所得税及び消費税）、都道府県民税（事業税）及び市町村民税すべての納税証明書（未納がないことが確認できるもの）

【既に名簿に登録されており、指定の部門を追加登録する者が提出する書類】

- ⑥入札参加資格審査申請書変更届の写し（※この場合、上記①～⑤の提出は不要）

- ウ． 令和 5 年度から令和 7 年度に「国、地方公共団体、それらに準ずる機関（構成団体に地方公共団体が含まれる協議会、観光協会、DMO）、又は上記機関が実施する事業の事務局等を請け負う民間事業者が発注した、訪日外国人（インバウンド）を対象とした観光関連事業の同規模業務（1 契約あたりの契約金額が 10,000 千円（税込み）以上）」を履行した実績を有すること。
- エ． 志摩市建設工事等指名停止措置要綱に基づく指名停止措置期間中でないこと。
- オ． 手形交換所により取引停止処分を受ける等、経営状態が著しく不健全なものでないこと。
- カ． 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく会社更生手続開始若しくは更生手続開始の申立てがなされている場合又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始若しくは再生手続開始の申立てがなされている場合にあつては、一般競争入札参加資格の再審査に係る認定を受けていること。

⑤スケジュール

別紙 1 のとおり

⑥参加申込・資格審査

(1) 参加申込

「参加申込書（様式第 1 号）」、「事業者概要調書（様式第 2 号）」、「履行実績調書（様

式第 6 号)」を「⑫書類提出先・問合せ先」へ郵送（簡易書留）又は持参にて提出すること。

【提出書類一覧（参加申込み）】

No.	提出書類の名称	様式	備考
1	参加申込書	様式第 1 号	
2	事業者概要調書	様式第 2 号	
3	履行実績調書	様式第 6 号	業務内容を確認するため、仕様書及び内容が確認できる書類の提出を求める場合がある。

(2) 参加資格審査結果

参加申込書を提出した者の参加資格を審査し、その結果を「参加資格審査結果通知書」（様式第 7 号）又は「書類審査による非選定通知書」（様式第 8 号）により郵送（簡易書留）にて通知することとする。

⑦企画提案書類の作成、提出方法

下記に定める書類を「⑫書類提出先・問合せ先」へ一括して郵送（簡易書留）又は持参にて提出すること。受付期間中に提出がない場合、不備がある場合は、本業務のプロポーザルへの参加資格を無効とする。

なお、受付期間終了後の書類の再提出、差し替え等は認めない。

(1) 企画提案書類等について

企画提案書等の作成は、「日本遺産を活用した観光コンテンツ強化事業委託企画提案書作成要領」によること。

(2) 提出書類一覧表

順番	提出書類の名称	様式	制限頁・枚数
1	企画提案書（表紙）	様式第 3 号	
2	企画提案書	任意様式	日本遺産を活用した観光コンテンツ強化事業委託企画提案書作成要領による。
3	参考見積書	様式第 9 号	内訳を添付し、可能な限り詳細に記載すること。

(3) 提出部数

ア．正本 1 部

イ．副本 10 部

⑧参加申込書及び提案書の受付期間

公告日から令和 8 年 8 月 24 日（月曜日）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までに必着とする。（持参の場合は、正午～午後 1 時、志摩市の休日を定める条例による休日を除く）郵送（簡易書留）にて提出する場合においても、受付期間内に必着とする。

⑨審査方法

別紙「日本遺産を活用した観光コンテンツ強化事業委託 プロポーザル方式審査要項」参照

⑩質問及び回答

（1） 参加申込書及び企画提案書に関する質問については、電子メールによることとする。

電子メールの件名を「日本遺産を活用した観光コンテンツ強化事業委託 参加申込の質問について（業者名）」とし、質問書（様式第 4 号）を「⑫書類提出先・問合せ先」に記載のメールアドレスに送信すること。送信後は午前 8 時 30 分から午後 5 時の間に電話にて受信の確認をすること。（正午～午後 1 時、志摩市の休日を定める条例による休日を除く）

電話による質問は受付しない。

（2） 質問受付期間は、公告日から令和 8 年 8 月 18 日（火曜日）の午後 5 時までとする。

（3） 回答については、令和 8 年 8 月 20 日（木曜日）午後 5 時までに、志摩市ホームページ上で回答する。

⑪契約手続き等

（1） 契約交渉相手方等の決定

「⑧審査方法」の結果により、契約交渉相手方及び順位を決定する。

（2） 審査結果の通知

審査結果は「プロポーザル審査結果通知書（様式第 10 号）」により通知する。

（3） 異議申し立て

審査結果に関する異議申し立ては、通知書に記載の日までに行うこと。

（4） 契約内容の交渉

契約内容については、提案された内容等をふまえ、契約交渉相手方に選定された者と交渉し決定する。

（5） 次点者との契約

契約交渉相手方に選定された者が契約を締結しなかった場合、その他権利を失った

場合は、その旨を次点者へ通知し、契約交渉を行う。

⑫書類提出先・問合せ先

志摩市 観光経済部 観光・プロモーション課 担当：早川、谷水
〒517-0592 三重県志摩市阿児町鵜方 3098-22
TEL：0599-44-0005 FAX：0599-44-5262
E-mail：kanko@city.shima.lg.jp

⑬提出書類及び審査内容の公表又は非公表の別

提出された書類、審査の過程等は公表しない。

⑭提案に係る費用の負担に関する事項

参加申込み、提出書類の作成・提出、ヒアリング等への参加等に関する費用はすべて提案者の負担とする。

⑮その他

(1) 参加申込み後の辞退

参加申込み後に辞退する場合は、「公募型プロポーザル辞退届（様式第 11 号）」を持参又は郵送にて提出すること。（持参の場合は、正午～午後 1 時、志摩市の休日を定める条例による休日を除く）

(2) 電子データの提供

提出書類の電子データ（PDF 等）の提出を求めることがある。

(3) 虚偽記載等

参加申込書、提案書類等に虚偽の記載をした場合には、失格とする。

(4) 言語及び通貨

手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限定する。

(5) 提出書類の取り扱い

提出書類は、参加者に返還しないこととする。

事業の全体スケジュール及び契約交渉相手方決定までの事務手順

	事項	期日・期間等
1	参加申込書及び提案書の受付	公告日から令和 8 年 8 月 24 日（月曜日）午後 5 時まで （持参の場合は、正午～午後 1 時、志摩市の休日を守る条例による休日を除く）
2	参加申込及び提案書に関する質問の受付 ※電子メールによる	公告日から令和 8 年 8 月 18 日（火曜日）の午後 5 時まで ※回答については令和 8 年 8 月 20 日（木曜日）午後 5 時までに、志摩市ホームページ上で回答します。
3	参加資格審査	令和 8 年 8 月 25 日（火曜日） ※ 提案者の出席は必要ありません。
4	参加資格審査結果通知書及びヒアリング等審査の実施に関する通知の送付	令和 8 年 8 月 26 日（水曜日）（予定）
5	ヒアリング等審査の実施	令和 8 年 9 月 2 日（水曜日）（予定）
6	ヒアリング等審査の結果通知の送付	令和 8 年 9 月 3 日（木曜日）（予定）
7	委託予定業者との随意契約	令和 8 年 9 月中旬頃（予定）